

(報告第4号について事務局より説明)

- 委員 公立の保育所・幼稚園を除いた理由を教えてください。
- 事務局 都市計画法で住居系の用途地域では、義務教育学校を位置付けると記載されている。そのため、高等学校・保育所・幼稚園は義務教育施設ではないことに加え、幼稚園は現在統廃合の計画を策定中であり、小中学校に比べてまだまだ移り変わりが激しいため、除外している。また、保育所・幼稚園は民間施設も多く、将来性を担保できないと判断しているため除外している。
- 委員 公立高等学校については今後も広域的な検討を重ねるとあるが、これまで、どのような機関とどのような内容を検討したのかを教えてください。
- 事務局 県立高校については、兵庫県教育委員会と協議を重ねている。兵庫県では高等学校の統廃合計画が進行中であるため、高等学校を都市計画施設にする予定はないと回答を受けている。兵庫県として、尼崎市の高等学校のみを都市計画施設にすることはできない。高等学校の都市計画決定をするなら、広域的な視点で検討する必要がある。
- 委員 市立高等学校についてのみでも都市計画施設に位置付けることはできなかったのか。
- 事務局 近隣市を含めた広域的な観点で計画をしていく必要があるため、尼崎市立の高等学校のみを都市計画決定とすることは難しい。
- 委員 学校が都市計画決定されることで学校マネジメント計画に都市計画税を活用できるが、どのような事業を実施するのか教えてください。
- 事務局 昨年学校マネジメント計画の実施計画を策定し、令和5年度から令和14年度までに小学校の建て替え等を行っていく。また、今後計画的に大規模改修や設備の更新を進めていく。
- 委員 当面の間、尼崎市の県立高等学校については統廃合の計画はないと聞いているが、今後はどのようになるか。
- 事務局 尼崎市の県立高等学校では統廃合の計画検討はしていない。しかし、尼崎市だけでなく、広域的な視点で見えており、兵庫県の全体的な計画でどのように進めていくか決まっていない。
- 委員 学校を都市計画決定することで、どのようなメリットがあるのか、具体的に教えてください。また、都市計画税を使うことのメリットについても教えてください。
- 事務局 小学校に地域担当職員を配置し、コミュニティの形成を図っているため、学校は教育の場だけでなく、コミュニティの拠点として考えている。尼崎市教育委員会では、コミュニティスクールの設置を進めているため、地域と学校のつながりが強くなっている。少子化が進んでいく中でも学校の利用圏を

守りながらコミュニティと学校を支えていく。また、高等学校については、兵庫県が事業を進めているため、市として高等学校を都市計画決定するという判断ができなかった。また、都市計画税については、すでに各種の都市計画事業に充当されているため、新たに財源が追加されるわけではないが、新たな用途として学校施設を検討する。

委員 学校の統廃合が終わったから都市計画決定をしていると聞いているが、兵庫県の他都市でも取り組まれているのか。

事務局 他都市ではあまり実例がないが、去年は西宮で実施している。

委員 市民の総合的な拠点は防災等の観点から高等学校や大学と連携を進めていくことも検討していただきたい。

事務局 「都市計画決定」と「学校と地域の連携」が輻輳しているが、今回は都市計画決定の件である。民間施設は将来にわたる持続性があるかという点が都市計画決定には大きな要因である。市が責任を持って維持管理していくことが可能な施設であることも重要であるため、民間施設を都市計画決定することは、担保性がないことや土地利用に制約がかかることから難しいと考えている。

以 上